

外国人 —外国人との共生—

お互いを認め合うことから



大分市人権フォトコンテストの作品

国際化の進展により、日本に住む外国人の数は、年々増加しています。

このような状況の中、言葉や文化の違いから外国人がアパートの入居を断られたり、飲食店や公衆浴場での入店や入場を断られたりするなど、人権に関わる問題も発生しています。さらに、言葉が通じないことにより、コミュニケーションがとれず、地域社会になじめないなどの問題も起こっています。

大分市においても、「大分国際車いすマラソン」などのスポーツや文化のイベントが行われています。このようなイベントをきっかけとして、日

本の文化を相手に押し付けるのではなく、外国の文化や習慣などを理解して、共に生きる社会をつくっていくことが大切です。

～ダイバーシティー～

ダイバーシティーとは日本語で「多様性」を意味します。多様な人種の人々が生活する米国で生まれた考え方を発展させたもので、人種に限らず、性別、年齢、個性、価値観、健康状態、さらには働き方の違いなど、様々な違いを積極的に受け入れることで、ビジネスの成長につなげようという考え方です。一人ひとりの人権を尊重しつつ、それぞれの能力が最大限に発揮されれば、多様な視点で問題解決ができたり、既存の慣習や概念にとらわれない斬新なアイデアが生まれたりするなど、多くの効果が期待できるというものです。このように、人権を尊重する取組は、かつては同質であることをよとしてきた日本企業にも注目され始めています。

ヘイトスピーチ —豊かで安心できる社会の実現のために—

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような人種差別的なヘイトスピーチ(憎悪表現)が社会的な問題として注目され、テレビや新聞等で大きく報道されています。エスカレートしたヘイトスピーチは、「死ね」「殺せ」と連呼するものや、子どもたちに向かって「日本からたたき出せ」「スパイの子ども」などと拡声器で連呼するものまであり、こうした街宣活動は、周囲や関係者に不安感や嫌悪感を与えました。特に、2009年～10年に京都市の学校周辺で行われたヘイトスピーチについては、日本も批准している「人種差別撤廃条約で禁じる人種差別に当たる」とした京都地裁の判決が、2014(平成26)年12月に確定しました。ヘイトスピーチの違法性を認める判決が最高裁で確定し

たのは初めてのことです。

また、2014(平成26)年8月に国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチの根本的原因の解明、外国人に対する偏見をなくすための取組に努めるよう勧告が出されました。そして、2016(平成28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が制定されました。これにより、川崎市でヘイトスピーチを繰り返す団体等のデモが規制されることになりました。一人ひとりの人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現のために、考えて行動していくことがわたしたちにも求められています。